

「平成 28 年度 沢保育園建設事業 建築工事」

総合評価落札方式における評価項目及び落札者決定基準

価格点 = 100 - 価格点以外の評価点

評価項目			配点	評価点の算定方法
価格評価点			84.0	<p>価格評価点 = 配点 × 最低価格 / 入札価格 [小数点以下第 3 位四捨五入 2 位止め]</p> <p>※1 最低価格とは、有効な入札価格のうち最低の入札価格とします。</p> <p>※2 入札価格とは、各入札者の入札価格とします。</p> <p>※3 入札価格が予定価格（消費税及び地方消費税を除く）を超えた者、最低制限価格未滿で失格となった者及び無効となった者を除いて計算します。</p>
価格以外の評価点	企業の技術力	工事成績	7.0	<p>評価点 = $7.0 \times (\text{工事成績点} - 65 \text{ 点}) / (\text{最高工事成績点} - 65 \text{ 点})$ [小数点以下第 3 位四捨五入 2 位止め]</p> <p>※1 工事成績点は、入札者の長野県発注工事の過去 2 カ年（平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日）に竣工した工事の工事成績評定点を単純平均して求めます。なお、過去 2 カ年の件数が 5 件未滿の場合は、過去 5 カ年（平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日）とする。 [小数点以下第 1 位四捨五入整数止め]</p> <p>※2 最高工事成績点は、全入札者中で工事成績点が最高の者の点数とする。</p> <p>※3 工事成績点が 80 点以上の場合、工事成績点及び最高工事成績点を 80 点として計算します。（評価点の計算において、80 点を上限とする。）</p> <p>※4 工事成績点が 65 点未滿の場合及び過去 5 カ年に工事成績評定点がない場合の評価点は 0 点とする。</p> <p>※5 工事成績点の対象工事は、業種区分に関係なく、長野県が発注した全ての工事を対象とする。ただし、参加希望型競争入札の工事に対して実施した簡易な評定（平成 14 年 2 月 1 日 13 監技 268 号）による工事成績評定点及び森林整備業務に係る工事成績評定点は、算定対象にしないものとする。</p>

		工 事 実績	2.0	<p>a 延べ面積 500 m²以上の建築物（構造・階数問わず）の建築工事 （新築・増築・改築を指し、改修工事は含まない）の施工実績が 5 件以上ある者：2.0 点</p> <p>b 延べ面積 500 m²以上の建築物（構造・階数問わず）の建築工事 （新築・増築・改築を指し、改修工事は含まない）の施工実績が 2 件以上ある者：1.0 点</p> <p>※1 過去 15 か年（平成 13 年 4 月 1 日から公告日前日まで）に竣工した公共機関等（建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第 3 条で定義された機関）又は民間から発注された工事を元請けした実績により評価します。</p> <p>※2 工事成績評定点が 65 点未満のものは実績として認めないものとします。</p> <p>※3 建築物とは、建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）第 2 条第 1 項に示す一の建築物（一棟）</p> <p>※4 増築工事の場合は、増築部分の延べ面積を対象とします。</p> <p>※5 1 件とは、1 契約のことを指します。</p>
		技 術 者 実 績	1.0	<p>・ 建築工事に係る長野県優良技術者表彰、又は国土交通省の優秀工事技術者又は優秀下請技術者表彰（局長表彰に限る）を受賞した主任（監理）技術者（いずれも表彰日が平成 22 年度から平成 27 年度の受賞者に限る）を配置できる場合、又は過去 5 年間（平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日）に竣工した長野県発注の建築工事において、工事成績評定点が 82 点以上の実績を有する主任（監理）技術者を配置できる場合：1.0 点</p> <p>※1 技術者は、契約時において配置できることが必要です。</p>
企業の 社 会 性・地 域性	地 域 要件	2.0	箕輪町内に本社がある者： 2.0 点	
	地 域 貢 献	1.0	箕輪町と災害時の応援協定を締結している者： 1.0 点	
		1.0	前年度に箕輪町と道路除雪業務委託契約を締結した者： 1.0 点	
		0.5	前年度（H27 年度）箕輪町内で道路側溝清掃ボランティア活動（これに相当するものとして町長が認めたものを含む）の実績がある者： 0.5 点	
			※1 実績について、第 3 者が証明又は、新聞等で確認できるものに限りません。	
0.5	平成 28 年 4 月 1 日現在、箕輪町消防団活動協力事業所として表示証の交付を受けている事業所又は被雇用者が箕輪町消防			

				<p>団員として任命されている者：0.5点</p> <p>※1 該当する者の所属分団名及び氏名を示せることが必要です。</p>
	経営管理	経営事項審査「労働福祉の状況」	<p>1.0</p> <p>～</p> <p>1.0</p>	<p>労働環境として、経営事項審査の労働福祉の状況（W1）により評価</p> <p>※30点以上である 1.0点</p> <p>※雇用保険加入、健康保険及び厚生年金加入の項目にマイナス評価がある -1.0点</p>
小計			16.0	
総合評価点			100点	総合評価点 = 価格点 + 価格以外の評価点